



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043

宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館3F

TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017

http://www.tochigi-sanpai.or.jp

当協会 令和2年度事業実施計画が決定

令和2年3月18日（水）、第49回理事会が開催され、令和2年度の事業計画が承認されましたので、概要をお知らせいたします。

令和2年度事業実施計画

公益社団法人に移行して9事業年度目となる令和2年度は、循環型社会の中心的な担い手であるとの自覚を持ち、産業廃棄物処理業界の更なる発展と社会的地位の向上を目指して、産業廃棄物の適正処理推進、資源生産性の向上や普及啓発・情報提供など公益のための事業はもとより、行政や公益社団法人全国産業資源循環連合会との連携や人材育成を図るための事業など共益的な事業についても積極的に推進してまいります。また、昨年発生した台風19号では初期対応の大切さを改めて再認識したところであり、災害前にできる準備はすべきこととして、まずは県と協議しながら市町への支援体制を構築するなど、事前にできる対策を講じます。

具体的な事業は、次のとおりです。

I 公益目的事業

1 適正処理推進事業

(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及啓発及び頒布

産業廃棄物の適正処理のために廃棄物処理法で義務付けられている産業廃棄物管理票の正しい使用方法等の普及啓発を目的に、公益社団法人全国産業資源循環連合会等が作成した管理票を広く排出事業者や産業廃棄物処理業者等に頒布する。また、電子マニフェストの普及促進を図るための研修会を実施する。

(2) 排出事業者、処理業者、県民等に対する産業廃棄物に関する相談・指導

産業廃棄物に関する県民等からの相談に指導・助言するとともに、排出事業者からの処理業者の問い合わせに対し、適正処理を行う会員等を紹介する。

(3) 廃棄物処理アドバイザー事業

排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認、廃棄物処理施設を設置する手続き等に際し、支援、助言を行う。

(4) 産業廃棄物の適正処理等に関する調査研究

公益社団法人全国産業資源循環連合会等関係機関と連携して、産業廃棄物の適正処理やリサイクル等に関する調査研究を行う。

(5) 不法投棄・不適正処理防止対策の推進

平成17年7月に栃木県と締結した「不法投棄等の情報提供に関する協定」に基づき、会員の収集・運搬業務等を通じ、不法投棄等を発見した場合は速やかに関係機関に通報し早期解決を図る。また、県等が行う不法投棄防止キャンペーンへ参加する。

(6)災害廃棄物処理支援事業

平成20年3月に栃木県と締結した「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定」に基づき、栃木県等関係機関の要請に応じ、地震や風水害等の災害により発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に支援・協力する。また、災害が発生した時に初期対応を迅速に行える体制を構築するため、昨年度実施した「災害廃棄物処理に係る機材等の提供について」のアンケート結果を取りまとめ、新たに市町への支援体制を構築する。

2 研修事業

(1)産業廃棄物の適正処理等に係る実務者研修

産業廃棄物処理業者や排出事業者等を対象に産業廃棄物の適正処理に必要な基本的事項を中心とした研修会を実施する。

(2)産業廃棄物の減量化・再生利用等に関する研修

栃木県、宇都宮市、公益財団法人栃木県環境保全公社等と当協会との共催により排出事業者や処理業者を対象とした産業廃棄物の減量化・再生利用等に関する研修会を実施する。

(3)労働安全衛生に関する研修

産業廃棄物処理業における労働安全衛生の向上と現場における労働災害の減少を図るための研修会を実施する。

(4)トップセミナー

廃棄物処理業者（特に経営者層）の資質向上を目的に、これからの産業廃棄物処理に関わる環境の変化や社会的ニーズに応じた経営戦略等に関する研修会を実施する。

3 普及啓発・情報提供事業

(1)産業廃棄物処理施設に係る県民の理解促進

栃木県、公益財団法人栃木県環境保全公社と連携を図りながら、産業廃棄物処理施設に対する県民の理解と信頼を深めるため、「ごみ処理施設見学コンシェルジュ事業」をはじめとした啓発事業を行う。

(2)協会だよりの発行

協会機関誌である「協会だより」を毎月1回発行するとともに、ホームページにも掲載し、産業廃棄物行政や協会の活動状況等各種情報を提供する。

(3)ホームページの運営

行政、公益社団法人全国産業資源循環連合会等からの情報や会員情報の充実を図りながら、情報発信のツールであるホームページを積極的に活用する。

4 栃木県環境保全緊急対策基金事業

当該事業は、産業廃棄物の不法投棄が発生した際に、不法投棄者以外の者が行う必要があると認められる不法投棄物の撤去支援、不法投棄物の飛散流失の防止、不法投棄の拡大防止等の措置を講じることにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としているが、該当事案が生じた場合は、「栃木県環境保全緊急対策基金運営・実施要領」に基づき、適切に事業を執行する。

II 共益事業等

1 組織強化事業

(1)新規会員の加入促進による組織の強化

協会組織の充実強化を図るため、協会未加入許可業者に対しパンフレットを配布する他、各種講習会等の場を活用して加入勧誘するなど、新規会員の加入促進に努める。

(2) 会員名簿の作成・配布

会員の最新の許可事項等の情報を取りまとめた名簿を作成し、会員及び関係機関に配布する。

2 意識啓発向上事業

(1) 表彰

産業廃棄物の適正処理に貢献した個人及び事業所に対し、協会長表彰を行うほか、行政や上部団体が行う表彰事業に協会員を推薦する。

(2) 優良産業廃棄物処理施設等の視察

産業廃棄物処理施設の最新の情報等を収集するため、県内外の優良産業廃棄物処理施設の視察研修を行う。

(3) 暴力団等反社会的勢力排除のための講習会

産業廃棄物処理業界から暴力団等反社会的勢力を排除するため、最近の暴力団等の情勢や企業への不当要求の実態と対策等に関する講習会を行う。

(4) 産廃手帳の配布

日々の産業廃棄物処理業務に活用するため、公益社団法人全国産業資源循環連合会が発行する手帳を希望する会員に配布する。

(5) 行政等からの情報伝達

行政や関係団体からの法改正や指導通知等の情報を速やかに会員に通知し、会員の資質向上に努める。

(6) 許可更新の通知

会員の産業廃棄物処理業許可の期限切れを防止するため、対象会員に対し許可更新の通知を行う。

3 他団体との交流・協力事業

(1) 行政との意見交換会

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、協会からの意見・要望や産業廃棄物行政の課題等について栃木県及び宇都宮市の行政当局と意見交換を行う。

(2) 排出事業者（団体）との意見交換会

産業廃棄物の処理に関する諸課題について、排出事業者と処理業者がお互いに認識を深め、適正処理を推進するための意見交換を行う。

(3) 公益社団法人全国産業資源循環連合会等が実施する行事等への参加

公益社団法人全国産業資源循環連合会や栃木県等が実施する諸会議や各種事業に積極的に参加し、行政や関係団体との連携を深める。

(4) 許可申請に関する講習会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の実施協力機関として必要な協力業務を行う。

4 栃木県環境保全対策基金事業

当該事業は、会員の産業廃棄物の適正処理を促進するとともに、産業廃棄物の処理に起因する損害に対して補償を行う制度を確立し、もって県民の安全な生活を確保と環境の保全に寄与することを目的としているが、該当事案が生じた場合は、「栃木県環境保全対策基金運営規程」に基づき、適切に事業を執行する。

Ⅲ 管理事業

1 総会・理事会等の開催

総会、理事会、三役会、各委員会及び各部会において協会の運営や諸課題について活発な議論を行い、協会を適切に運営していく。

- (1) 定時社員総会の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) 三役会の開催
- (4) 委員会及び部会の開催
- (5) 交流会
- (6) その他

① 栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附

栃木県が世界に誇る貴重な文化遺産である「日光杉並木」保護のため、栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附を行う。

第49回理事会を開催

令和2年3月18日(水)午後2時から、宇都宮市のとちぎ福祉プラザ^{*}において第49回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事18名が出席し、諸議題を審議しました。その概要をお知らせいたします。

主な議題は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 役員の改選

3月18日に開催された第2回役員候補者推薦委員会の役員候補者原案を第9回定時社員総会に提案することになりました。

2. 令和2年度事業計画案(1~4頁参照)

3. 令和2年度予算案

原案が承認され、第9回定時社員総会において、報告することとなりました。

4. 令和元年度決算見込み

原案が承認されました。

5. 令和2年度会長表彰(優良従事者等)の候補者選定

会員から推薦があった「優良従事者」と「永年勤続者」の表彰者が決定しました。

6. 新規加入会員の承認

正会員1社の加入申込みについて、承認されました。

<正会員>(収集運搬業)

有限会社田代電工 代表取締役 田代 康尚
栃木県那須塩原市笹沼457-72
TEL 0287-65-1075 FAX 0287-74-3486

【報告事項】

① 令和元年度下半期業務執行状況報告書

今年度の下半期業務執行状況について報告しました。

② 賀詞交歓会の開催結果

1月23日(木)宇都宮市の宇都宮東武ホテルグランデにおいて開催された概要等について報告しました。

③ 労働安全衛生に関する研修会の開催結果

2月19日(水)宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて開催された概要等について報告しました。

④ 会員の異動

入会、代表者変更等があった会員の説明を行い、3月16日現在の正会員は195社、賛助会員は25社であることを報告しました。

⑤ 今後の日程

今後の行事予定について報告しました。

⑥ 当協会青年部 活動報告

直近の活動状況及び今後の予定等について報告しました。

【その他】

① 災害廃棄物処理に係る機材等の提供に関するアンケートの取りまとめ

災害が発生した時に初期対応を迅速に行える体制を構築するためのアンケートの概要等について説明しました。

② 令和元年度 環境教育体験活動優良事例

協会が実施している「産業廃棄物処理に係る県民の理解促進事業」が認定され、4月から環境省のホームページに掲載されることを説明しました。

新規加入会員紹介 【正会員1社】

○有限会社田代電工 代表取締役 田代 康尚

栃木県那須塩原市笹沼457-72 TEL0287-65-1075 FAX0287-74-3486

◆栃木県 令和2年1月31日 *収集・運搬（積替えを除く）

廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会について

栃木県で実施される2020年度産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可に関する講習会（新規及び更新）並びに特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の開催につきましては、下記のとおり開催いたします。Webからの申込みにつきましては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページをご覧ください。

令和2(2020)年度 栃木会場日程表

課程名		開催期日	定員
新規	収集・運搬	8月27日(木)～28日(金)	全て 150名
更新	収集・運搬	6月5日(金)	
		8月26日(水)	
		令和3年1月27日(水)	
	処分	7月2日(木)～3日(金)	100名
特管管理責任者		7月1日(水)	全て 150名
		令和3年1月28日(木)	

*会場は全て、コンセーレ(宇都宮市駒生1-1-6)にて開催されます。

【ご注意ください！】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベント、外出等の自粛が要請されていることを踏まえ、2020年4月～5月の講習会が中止になりました。また、4月1日より開始を予定していた講習会の申込受付につきましても延期になったほか、受付の延期に伴い「受講の手引き」の配布を中止しております。

今後の講習会の開催及び申込受付等については、詳細が決まり次第、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページでお知らせいたします。（令和2年4月10日現在）

なお、有効期限が迫っている産業廃棄物処理業の許可の取扱いにつきましては、許可申請先の都道府県・政令市にご確認ください。（栃木県は12～17頁参照）

○公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターホームページ
<https://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html>

こんな時どうする？倉庫に残された古着の処理

今月号も、協会への相談事例を紹介します。今回は、実際にやり取りをした形式でご案内します。

(古着の処理は？)

Q；倉庫を購入したら大量に衣類があった。どのように処分したらよいか。

A：倉庫の衣類がどのような状態なのか、所有権は自分にあるのか一応確認しておくことをお勧めします。

Q：自分としてはいらぬ不要品なので、撤去するよう申し入れたが聞いてくれない。何とか処分したい。

A：古着として利用できる状態のものであれば、古着を取引している人もいと聞くので、まずは再利用の方法を当たってはどうか。

そのうえでお金がかかっても処分ということになると、廃棄物の処理ということになります。衣類（繊維くず）の場合素材により、廃棄物の種類が異なります。綿、シルク、ウールなど天然繊維のものと、ポリエステルなど石油系の合成繊維に分かれます。廃棄物処理法で産業廃棄物に該当する繊維くずというものは、建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）に係るもの、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くずと定められており、倉庫に保管されていて不要になったとすれば、天然繊維のものであっても業種的に該当しませんので、一般廃棄物に該当します。また、ポリエステルなどの天然繊維ではないものについては石油系の合成繊維と思われますので、廃プラスチックに該当し、廃プラスチック類の場合はあらゆる業種に適用されますので、産業廃棄物に該当します。

したがって、天然繊維か石油系の合成繊維かで、一般廃棄物か産業廃棄物に該当します。なお、産業廃棄物の廃プラスチック類に該当する場合は、もっぱら物には該当しませんので不要物として処分する場合は許可の有無を確認してください。

残された古着の状態が再利用可能なのであれば、利用できる方を探すことをお勧めします。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に対し、支援、助言を行う事業を今年度から実施しております。詳細につきましては、当協会までご連絡ください。TEL028-612-8016

<主な事業>

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

<その他>

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円（産業資源循環協会の会員・賛助会員は5万円）。
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

令和2年度 栃木県・宇都宮市 廃棄物担当職員名簿

【栃木県】宇都宮市埴田1-1-20

環境森林部長	鈴木 英樹
環境森林部次長	
兼環境森林政策課長	坂入 武司
環境森林部参事	加藤 篤信
環境森林部参事	佐橋 正美
廃棄物対策課長	笹川 正憲
課長補佐(総括)	大橋 禎恵
○企画推進担当 TEL028-623-3228	
課長補佐(G L)	加藤 道夫
係長	藤平 慶志
主任	赤羽 則臣
主事	中村 亮太
○廃棄物対策担当 TEL028-623-3107	
課長補佐(G L)	高木 時美
主査	吉澤 慎一郎
主任	志鳥 博一
主任	麻生 貴史
主事	上野 愛美
(災害等廃棄物対策) TEL028-623-3098	
係長(T L)	松本 直之
主査	田崎 明彦
主任	阿部 克久
技師	藤倉 功太
○審査指導班 TEL028-623-3154	
班長	福士 宏樹
副主幹(併)	西本 亮介
副主幹	中村 秀悦
副主幹	篠崎 泰英
主査(併)	阿部 誠
主査	荒川 博
主査	泉 陽誉
主任	岡本 将紀
主事	大谷 直樹
技師	関 貴文

◆県北環境森林事務所	
大田原市中央1-9-9 TEL0287-22-2277	
環境部長	手塚 有久
部長補佐(総括)	
兼環境対策課長	伊東 佳久
部長補佐	薄井 政美
主査	津久井 哲夫
主査(併)	大野 貴博
主事	森田 正幸
技師	濱邊 健仁
主事	館野 雄備
主事	印南 ちひろ
技師	金沢 巧
技師	築田 慧
技師	津久井 悠将

◆県南環境森林事務所	
佐野市堀米町607 TEL0283-23-4445	
環境部長	田村 博
部長補佐兼環境対策課長	森山 和彦
副主幹	野口 雄一
主査	阿部 伸一
技師	齋藤 裕亮
主事	深野 昂大

◆小山環境管理事務所	
小山市犬塚3-1-1 TEL0285-22-4309	
所長	塚原 郁雄
所長補佐(総括)	
兼環境対策課長	高梨 真紀
主査(併)	梅原 卓也
主査	藤田 房子
主査	青木 宏行
主査	渡辺 秀樹
主任	田中 晴隆
主任	船渡 川茂
技師	尾形 将臣

【宇都宮市】宇都宮市旭1-1-5

◆県西環境森林事務所	
日光市瀬川51-9 TEL0288-23-1000	
環境部長	佐藤 健之
環境対策課長	野澤 剛
主任	前野 優哉
主任	金子 拓馬
主事	保知 戸宏司
主事	星野 正樹
技師	小窪 綾香

◆県東環境森林事務所	
真岡市荒町116-1 TEL0285-81-9002	
環境部長	倉井 宏明
環境対策課長	大関 正浩
主査	安野 智哉
主査	高橋 南
主査	中河原 浩
主任	小西 智之
技師	青柳 貴彦

環境部長	千賀 貴司
環境部次長	大島 修司
廃棄物対策課 TEL028-632-2928	
廃棄物対策課長	岡嶋 清彦
主幹	山際 亮
課長補佐	中村 靖
○適正処理指導グループ	
係長	黒須 寛
総括	坂口 智洋
主任	手塚 由美子
主任主事	宮下 勝彰
主事	松島 惇
主事	高久 樹
主事	平石 純子
○事業審査グループ	
係長	川村 幸良
主任	川田 竜司
主任	柴田 政記
主任	高橋 直幸
主任主事	三堂 地裕太
技師	植野 亜斗夢

【行政情報】栃木県環境森林部廃棄物対策課からのお知らせ

栃木県プラスチック資源循環推進条例の概要

第362回通常会議において、議員提案により、「栃木県プラスチック資源循環推進条例」が提出され、令和2年3月9日の本会議において可決成立後、同年3月10日から施行されました。

プラスチックが資源として適正に循環するよう、県はもとより、事業者や市町村、県民が一体となって、プラスチック資源循環を推進していくことを定めた条例です。

令和2年3月9日制定 ・ 令和2年3月10日施行

前文

資源の大量消費が気候変動などを地球規模で引き起こしており、とりわけ、プラスチックに関しては、いわゆるマイクロプラスチックなどの海洋ごみが生態系に大きな影響を与えるリスクが懸念されている。今こそ使い捨て型の大量消費社会から循環型社会への大胆な移行が必要であり、プラスチックの高度な機能を尊重しつつ、プラスチックとの上手な付き合い方を探求し、持続可能な社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出していかなければならない。

ここに、プラスチックが資源として適正に循環する体制を築き、持続可能な循環型社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則(第1条～第6条)

【目的(第1条)】

栃木県環境基本条例第3条の基本理念にのっとり、プラスチック資源循環の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって循環型社会の形成並びに県民の健康の保持及び増進に寄与する。

【県の責務(第3条)】

○施策の総合的な策定・実施

【県民の責務(第5条)】

○廃プラスチック類等の発生抑制
○循環的な利用の促進

【事業者の責務(第4条)】

○廃プラスチック類等の発生抑制措置
○循環資源の適正利用・適正処分

【市町村との連携等(第6条)】

○市町村との連携・協力
○助言・情報の提供

第2章 基本的な指針(第7条)

知事は、プラスチック資源循環の推進に関する基本的な指針を定めるものとする

第3章 基本的施策(第8条～15条)

【廃プラスチックの類等発生の抑制(第8条)】

【研究及び技術開発に対する支援(第12条)】

【廃プラスチック類等の循環的な利用の促進等(第9条)】

【産業の振興(第13条)】

【廃プラスチック類等の適正な処分(第10条)】

【推進体制の整備(第14条)】

【教育及び学習の振興等(第11条)】

【財政上の措置(第15条)】

附則

○公布の日(令和2年3月10日)から施行

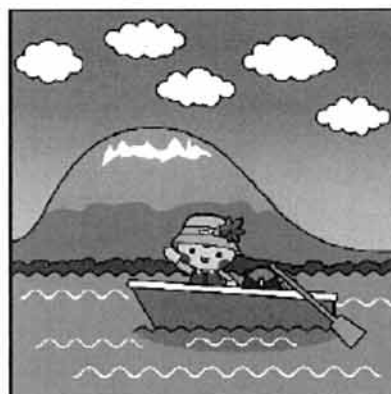


もりさとかわうみ

栃木の森里川湖清掃活動等ポータルサイトのご案内

ごみ拾いなどの清掃活動の取組の輪を広げ、栃木の森里川湖から海洋に流出するプラスチックごみをゼロにすることを目的として、県内を中心に清掃活動を実施している団体の情報を集約するサイトを開設しました。

協会の皆様におかれましては、日常実施されている清掃活動を是非登録いただけますようお願いいたします。



県ホームページに掲載する団体

- ・ 県内を中心にボランティアで清掃活動を実施し、活動情報の公開に同意いただける団体

申請の方法

- ・ 申請書に必要事項を記載し、下記の申込先まで提出してください(メール・FAX可)。また、活動実績についても報告をお願いします。

申込先

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20
 栃木県環境森林部廃棄物対策課 企画推進担当
 TEL028-623-3228 FAX028-623-3113
 メール puragomizero@pref.tochigi.lg.jp

いただいた情報を、
 栃木県のホームページで
 紹介するまる。



清掃活動ポータルサイト **検索** = 「清掃活動ポータルサイト」で検索してください。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する
特別措置法に基づく保管及び処分状況等の届出について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者は、法令で定める処分期間内にその処分を委託しなければならないとされており、それに伴って、PCB廃棄物を保管する事業者及び一部の高濃度PCB使用製品を所有する事業者は毎年度、前年度における保管及び処分の状況を届け出ることが義務付けられています。

届出対象者の方は、下記に記載した各区域を管轄する環境森林（管理）事務所宛てに届出書を提出してください。

1 提出書類

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書【様式第一号（一）】

※ 様式のひな形は県ホームページに掲載しています。

・ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/pcb-hp.html>

(2) 添付書類

ア 保管しているPCB廃棄物や使用しているPCB製品の写真（A4用紙に貼付）

※ 過去に提出済みで保管場所等に変更がない場合は、不要（「参考事項」欄に「写真提出済」と記載）。

イ PCB廃棄物を保管している場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者であることを証する書類の写し

※ 責任者に関する講習を受講されている方は、修了証の写しを添付してください。

これから講習を受講する場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者の職及び氏名欄に「受講予定」と記載してください。

ウ PCB廃棄物を処分した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し

2 提出期限：令和2（2020）年6月30日（火）

3 提出部数及び提出方法

提出：下記に記載した各区域を管轄する環境森林（管理）事務所

提出部数：2部

提出方法：郵送又は持参

※ 電子申請も可能です（県ホームページの「栃木県電子申請システム」から利用できます。）。

(https://s-kantan.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_initDisplay.action)

4 その他留意事項

○ 高濃度PCBを含有した電気工作物を使用している場合は、電気事業法に基づき、関東東北産業保安監督部へ届け出てください。[関東東北産業保安監督部電力安全課（048-600-0387）]

○ 低濃度PCB使用製品は、法に基づく届出義務はありませんが、提出をお願いします。

	名称	住所・電話番号	管轄区域
問 合 せ	県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9 TEL 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
	県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1 TEL 0285-81-9002	真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町、上三川町
	県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0056 大田原市中央1-9-9 TEL 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町
	県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607 TEL 0283-23-4445	足利市、佐野市
	小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1 TEL 0285-22-4309	小山市、栃木市、下野市、 野木町、壬生町
	廃棄物対策課 廃棄物対策担当	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 TEL 028-623-3098	

P C B 廃棄物の処分について

P C B 廃棄物は P C B 特別措置法で定められている期間内に
処分することが義務付けられています。

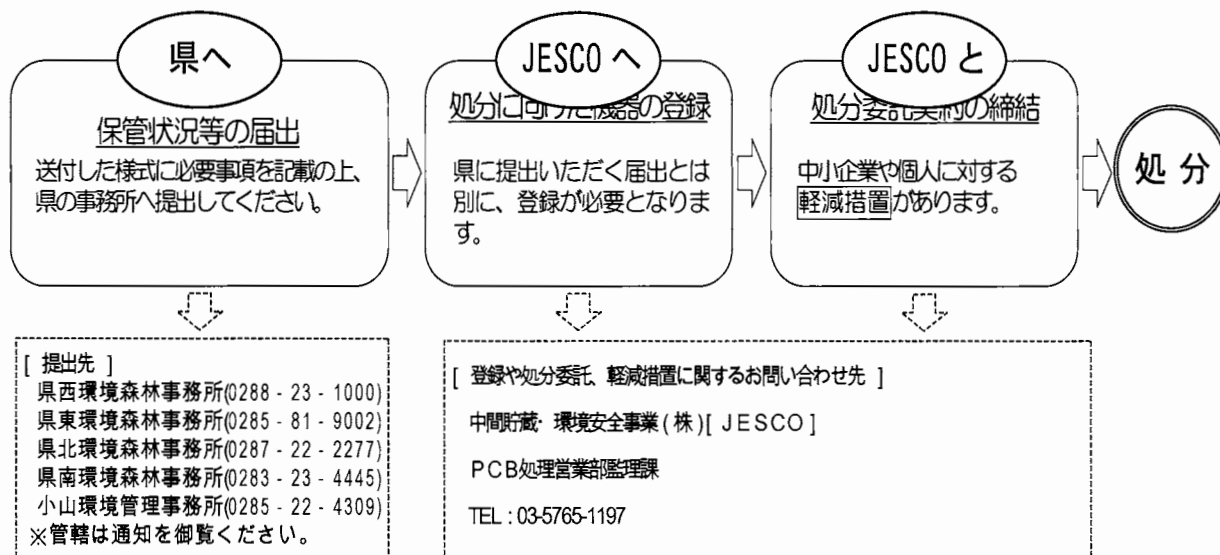
高濃度 P C B 廃棄物の処分期間

変圧器・コンデンサ - : 令和 4 (2022) 年 3 月 31 日まで
安定器・汚染物等 : 令和 5 (2023) 年 3 月 31 日まで

※低濃度 P C B 廃棄物の処分期間は、令和 9 (2027) 年 3 月 31 日までです。
※処分期間までに処分がなされない場合は、P C B 特別措置法に基づき、行政処分の対象となります。

高濃度 P C B 廃棄物の処分の流れ

高濃度 P C B 廃棄物の処分は、中間貯蔵・環境安全事業 (株) [通称 : J E S C O] が行っています。



※低濃度 P C B 廃棄物の処分は、全国の無害化処理認定施設等で行います。
 [施設一覧 : <http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/processing.html>]

処分に対する負担軽減措置があります。	高濃度 P C B 廃棄物の確認方法を公開しています。
<p>① 中小企業等処理費用軽減制度 高濃度 P C B 廃棄物の処分費用のうち、中小企業は 70%、個人は 95% が軽減されます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> (J E S C O) http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html </div> <p>② P C B 廃棄物の処分に係る融資制度 日本政策金融公庫では、P C B 廃棄物の処分に必要な運転資金の融資を行っています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> (日本政策金融公庫) https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html </div>	<p>環境省がホームページで確認方法を公開しています。 なお、県ホームページでも御案内しています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> (環境省) http://pcb-soukishori.env.go.jp/list/ (栃木県) http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/pcb-hp.html </div>

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会の中止・延期に伴う更新許可申請の取扱いについて

令和2(2020)年4月3日
栃木県環境森林部廃棄物対策課

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する講習会」について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止及び申込受付延期となっている現状に鑑み、本県が行う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業の更新許可については、当分の間、下記のとおり取り扱うこととしました。

記

- 1 令和2(2020)年4月1日以降の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業に係る更新許可申請において、申請書に添付すべき(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの行う講習会の修了証の写しが添付できない場合も、申請書の他の必要書類について形式要件を満たしているときは、これを受付するものとする。
- 2 上記1による申請は、再開された講習会に係る修了証の写しの追加提出をもって、申請者が産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有するかどうかを審査の上、許可又は不許可の処分を行うものとする。
- 3 上記1により申請書を受付する場合は、申請者に対し、次の事項について周知するものとする。
 - (1) 当該更新許可申請については、上記1に係る修了証の写しが添付されていないが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置に伴い講習会が中止・延期となっている現状に鑑み、申請者において再開後の上記1の講習会に係る修了証を追加提出することを前提に受付するものであること。
 - (2) 当該更新許可申請について許可又は不許可の処分が行われるまでは、従前の許可が、許可証に記載された有効期限が過ぎた後もなお有効であり、当該許可に係る産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業を行うことができること。
 - (3) 当該更新許可申請は、上記1の講習会に係る修了証の追加提出をもって、申請者が産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有するかどうかを審査の上、許可又は不許可の処分を行うものであること。
 - (4) 申請者は、再開された上記1の講習会に係る修了証を受領した後、速やかに当該修了証の写しを栃木県知事（申請した事務所等）宛て追加提出すること。
 - (5) 該当する講習会が主催者において再開された後、相当の期間が過ぎた後も、申請者からの上記1に係る講習会の修了証の写しが追加提出されない場合は、当該更新許可申請について不許可の処分を行う場合があること。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可申請の取扱いについて

令和2(2020)年4月8日

栃木県環境森林部廃棄物対策課

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している現状に鑑み、本県が行う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の許可申請については、当分の間、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 許可申請書類の提出方法について

令和2(2020)年4月8日以降、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象となっている区域（以下「実施区域」という。）に所在する事業者が行う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の許可申請に係る申請書及び添付書類等（以下「申請書類」という。）については、「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準」（以下「審査基準」という。）3(2)の規定にかかわらず、原則として郵送により提出を受け付けることとします。（栃木県内に営業所等がある場合や栃木県内の行政書士に依頼している場合等、実施区域からの移動が伴わない場合は、来庁による提出も受け付けます。）

また、実施区域以外（栃木県内を含む。）に所在する事業者の申請書類については、来庁又は郵送いずれの方法による提出も受け付けることとします。

郵送により申請書類を提出する場合、申請者は、審査基準3(1)の提出先宛て、簡易書留により郵送してください。また、①申請書類副本返送分の切手を貼付した返信用封筒（普通郵便可）及び②許可証返送用のレターパックプラス（520円）を同封してください。

2 申請手数料の納付方法について

(1) 郵送により申請書類を提出する場合、必ず申請手数料として下記の金額分の栃木県収入証紙を同封してください。（現金では受付できません。また、政府の収入印紙や他都道府県の収入証紙では受付できません）。

(2) 申請手数料が納付されない場合であって、本県から相当の期間を定めて納付を求めてもこれが納付されないときは、申請を不許可とする処分を行う場合があります。

3 申請書類の補正及び拒否について

上記2(2)の場合のほか申請書類に不備があった場合、本県から相当の期間を定めて補正を求めてもこれが補正されないときは、申請を不許可とする処分を行う場合があります。

【申請手数料の金額】

申請手数料の金額は、申請の種類に応じて次表のとおりです。

(栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)第2条)

区分	新規許可申請	変更許可申請	更新許可申請
産業廃棄物収集運搬業	81,000円	71,000円	73,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000円	72,000円	74,000円

※なお、納付された手数料については、原則として還付することはできません。

【収入証紙の購入方法】

栃木県収入証紙は、栃木県内の足利銀行各支店又は栃木県収入証紙売りさばき場所で購入できるほか、次の方法で購入することができます。

○ 郵送による購入

下記①～③を下記あて先まで郵送(現金書留)してください。

- ① 「郵送による『栃木県収入証紙』購入申込書(別紙案内参照)
- ② 栃木県収入証紙の代金(現金)
- ③ 所定の金額分の切手(別紙案内参照)を貼った返信用の定型封筒(長3又は長4サイズ)
(購入者の住所・氏名を記入したもの)

○ 収入証紙販売者

宛先：〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎内 東館2階

栃木県職員生活協同組合 サービスカウンター 宛て

(収入証紙販売者電話番号 028-623-2534)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可申請の取扱いについて

令和2(2020)年4月8日
栃木県環境森林部廃棄物対策課

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している現状に鑑み、本県が行う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可申請については、当分の間、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 許可申請書類の提出方法について

(1) 令和2(2020)年4月8日以降、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象となっている区域（以下「実施区域」という。）に所在する事業者が行う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可申請に係る申請書及び添付書類等（以下「申請書類」という。）については、「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等」（以下「申請書等」という。）2(1)の規定にかかわらず、原則として郵送により提出を受け付けることとします。（栃木県内に営業所等がある場合や栃木県内の行政書士に依頼している場合等、実施区域からの移動が伴わない場合は、来庁による提出も受け付けます。）

また、実施区域以外（栃木県内を含む。）に所在する事業者の申請書類については、来庁又は郵送いずれの方法による提出も受け付けることとします。

郵送により申請書類を提出する場合、申請者は、申請窓口となる環境森林事務所又は環境管理事務所宛て、簡易書留により郵送してください。また、①申請書類副本返送分の切手を貼付した返信用封筒（普通郵便可）及び②許可証返送用のレターパックプラス（520円）を同封してください。

2 申請手数料の納付方法について

(1) 郵送により申請書類を提出する場合、必ず申請手数料として下記の金額分の栃木県収入証紙を同封してください。（現金では受付できません。また、政府の収入印紙や他都道府県の収入証紙では受付できません）。

(2) 申請手数料が納付されない場合であって、本県から相当の期間を定めて納付を求めてもこれが納付されないときは、申請を不許可とする処分を行う場合があります。

3 申請書類の補正及び拒否について

上記2(2)の場合のほか、申請書類に不備があった場合、本県から相当の期間を定めて補正を求めてもこれが補正されないときは、申請を不許可とする処分を行う場合があります。

【申請手数料の金額】

申請手数料の金額は、申請の種類に応じて次表のとおりです。

(栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)第2条)

区分	新規許可申請	変更許可申請	更新許可申請
産業廃棄物処分業	100,000円	92,000円	94,000円
特別管理産業廃棄物処分業	100,000円	95,000円	95,000円

※なお、納付された手数料については、原則として還付することはできません。

【収入証紙の購入方法】

栃木県収入証紙は、栃木県内の足利銀行各支店又は栃木県収入証紙売りさばき場所で購入できるほか、次の方法で購入することができます。

○ 郵送による購入

下記①～③を下記あて先まで郵送(現金書留)してください。

- ① 「郵送による『栃木県収入証紙』購入申込書」(別紙案内参照)
- ② 栃木県収入証紙の代金(現金)
- ③ 所定の金額分の切手(別紙案内参照)を貼った返信用の定型封筒(長3又は長4サイズ)
(購入者の住所・氏名を記入したもの)

○収入証紙販売者

宛先：〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎内 東館2階

栃木県職員生活協同組合 サービスカウンター 宛て

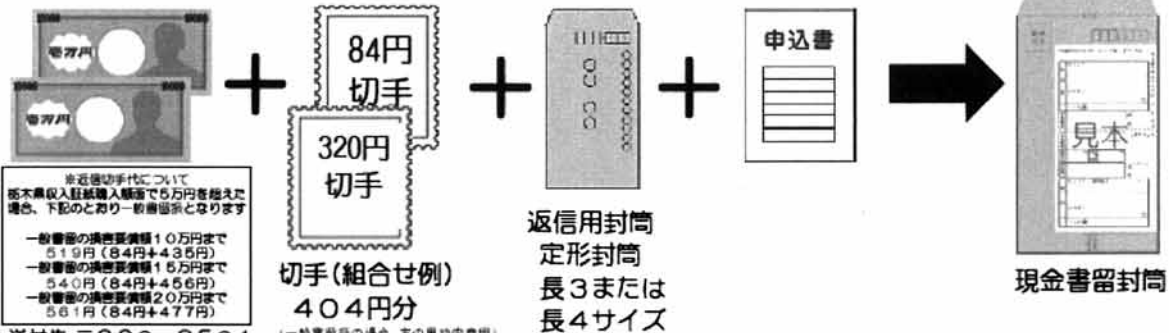
(収入証紙販売者電話番号 028-623-2534)

郵送にて『栃木県収入証紙』購入方法のご案内

現金書留にて次の(1)～(3)を郵送してください

- | |
|--|
| (1) 現金にてご希望の栃木県収入証紙代金
(2) 切手を貼った返信用封筒（あらかじめご購入者様の住所、宛名を記入しておいてください）
返信用封筒は現金書留封筒に折って収まる程度のものでご用意ください
例：定形封筒“長3サイズ”（120mm×235mm）または定形封筒“長4サイズ”（90mm×205mm）
※ 簡易書留郵便扱いの場合、返信切手代金404円分をご用意ください（簡易書留：損害要償額5万円まで）
(3) 下段の申込書 |
|--|

一例：栃木県収入証紙2万円分購入の場合（簡易書留：損害要償額5万円まで）



送付先 〒320-8501
 栃木県宇都宮市鳩田1丁目1-20 県庁舎内 東館2階
 栃木県職員生活協同組合 サービスカウンター 宛

- ※ 現金書留到着後、栃木県収入証紙と領収書をご購入額面に応じて簡易または一般書留郵便扱いにてお送りいたします
- ※ 栃木県収入証紙の発送は、現金書留到着が午後3時までの場合は翌日の送付になります
 到着が金曜日の場合は翌週の最初の営業日が送付になりますのでご注意ください
 申込みは日数に余裕をもってお願いします
- ※ 栃木県収入証紙をお買い求めいただいた後の返金、交換はお受けできませんのでご注意ください

お問合せ先 栃木県職員生活協同組合 サービスカウンター 電話 028-623-2534

キリトリ

郵送による『栃木県収入証紙』購入申込書

ご希望の栃木県収入証紙額面 こちらに額面をご記入願います 円分の 栃木県収入証紙購入	お申込日	年 月 日 ()		
	お名前	様		
	ご住所	〒 -		
	日中にとれる連絡先	会社・自宅・携帯:	-	-
	領収書の宛名			
	備考			
		生協係印		

※ ご購入時にお預かりする個人情報、商品の配送業務のみに利用させていただきます

お問合せ先 栃木県職員生活協同組合 サービスカウンター 電話 028-623-2534

医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も
他の感染性廃棄物と同様に処理可能です（※）。

※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。



**消毒して再利用できるもの（リネン類など）はむやみに
廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう**

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで問題ないと考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど通常どおり取り扱うようお願いします。

**感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に
梱包しましょう**

感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の鋭利なもの	②血液等の液状または泥状のもの	③血液等が付着したガーゼ等再利用しないもの
耐貫通性のある 堅牢な容器	漏洩しない密閉容器	丈夫な プラ袋の二重使用 または、 堅牢な容器
 <p>例：プラスチック製容器</p>		 <p>例：プラ袋（二重使用）</p>

※ ①～③を一緒に梱包する場合は、耐貫通性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



環境省公式HP



廃棄物処理法に
基づく感染性廃棄物
処理マニュアル(PDF)

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『ごみの捨て方』に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

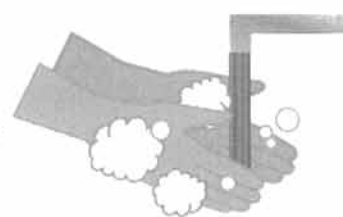
①ごみ箱にごみ袋をかぶせませす。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。



②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりしばります。



③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- 『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。



環境省公式HP

【行政情報】栃木県環境森林部自然環境課からのお知らせ



奥日光 春のガイドウォーク
5月2日(土)～5日(火) 西ノ湖、千手ヶ浜
お1人様1500円(中学生以下1000円)

巨木の森を歩こう!!

バードウォッチング初心者歓迎♪



バードウォッチング三昧!
4月29日(水・祝) 小田代湖・戦場ヶ原
お1人様2000円 双眼鏡レンタルサービス

栃木県立日光自然博物館
2020春の自然体験イベント

歩いて・見て・見上げて 奥日光の春を 目いっぱい楽しもう!



ロングコースをしっかり歩こう!

星ふる夕べ
～春の夜空を見上げる～
5月23日(土) 中禅寺湖畔ポートハウス
お1人様2000円 双眼鏡レンタルサービス

春の星座を見つけよう!

中禅寺湖南岸トレッキング
5月17日(日) 阿婆洞～千手ヶ浜
お1人様7000円 モーターボート送迎付き



お問い合わせはこちらへ!

栃木県立

日光自然博物館



電話 0288-55-0880

ホームページ www.nikko-nsm.co.jp

※新型コロナウイルス感染拡大防止の関係で内容を変更する可能性があります。ご了承ください。

【観光情報】

まつり・イベント情報(4月)

本物の出会い 栃木



期日	名称	市町名	場所	問い合わせ	TEL
4月1日(水) ～6月30日(火)	観光局おすすめ春プラン	那須塩原市	那須塩原市内の観光局 おすすめ春プラン参画施設	(一社)那須塩原市観光局	0287-46-5326
4月1日(水)から 一年を通して	朝食イッピン物語 朝食日本一の 温泉を目指そう プロジェクト	那須塩原市	那須塩原市内の参画施設	(一社)那須塩原市観光局	0287-46-5326
4月1日(水)から 一年を通して	那須塩原地酒物語 ～栃木の利き酒めぐり～	那須塩原市	那須塩原市内の参画46施設	(一社)那須塩原市観光局	0287-46-5326
4月の土・日・ 祝・休日	物外軒茶室無料公開	足利市	物外軒(足利市通6-3165 織姫公民館裏)	足利市文化課文化財保 護・世界遺産推進担当	0284-20-2230
4月4日(土)～ 27日(月) 土・日・月曜日	名所、旧跡等を巡る 半日観光ツ ア一 雄大な那須野ヶ原、標高差を 活かした春の桜&新緑満喫めぐり	那須塩原市	塩原温泉 板室温泉	(一社)那須塩原市観光局	0287-46-5326
4月5日(日)～ 19日(日)	芦野御殿山公園「樹齢400年武 家屋敷のしだれ桜ライトアップ」	那須町	芦野御殿山公園 (那須町芦野1039)	那須町商工会	0287-72-0231
4月5日(日)～5 月6日(水・振 休)	芝ざくらまつり	市貝町	芝ざくら公園 (市貝町見上614-1)	市貝町観光協会	0285-68-3483
4月上旬 ～5月上旬	うずまの鯉のぼり	栃木市	巴波川 (栃木市倭町・室町・湊町周辺)	栃木市観光振興課 栃木市観光協会	0282-21-2374 0282-25-2356
4月16日(木)～ 5月17日(日)	ふじのはな物語 ～大藤まつり2020～	足利市	あしかがフラワーパーク (足利市迫間町607)	あしかがフラワーパーク	0284-91-4939
4月中旬	天狗王国春まつり	大田原市	湯けむりふれあいの丘 せせら ぎ広場(大田原市湯津上5-776)	湯津上地区天狗王国まつ り 実行委員会事務局(湯 津上商工会内)	0287-98-2527
4月中旬 ～5月中旬	足利春まつり	足利市	足利市内各所	足利春まつり実行委員会(事 務局 足利商工会議所)	0284-21-1354
4月18日(土)	縄解地藏尊祭典	壬生町	縄解地藏尊(壬生町駅東町6-23 壬生町立旧しもだい保育園隣)	信徒総代長 出井氏	0282-82-1357
4月18日(土)～ 6月28日(日)の 土日(予定)	栃木の地酒まつりin鬼怒川温泉	日光市	鬼怒川・川治温泉観光情報セン ター(日光市鬼怒川温泉大原 1404-1)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
4月19日(日)	板室温泉 三大祈願祭 ～お湯詣り～お焚き上げ・振舞い	那須塩原市	板室温泉地内 (那須塩原市板室)	黒磯観光協会	0287-62-7155
4月19日(日)	榊崎八幡宮春祭	足利市	榊崎八幡宮 (足利市榊崎町1723)	榊崎八幡宮総代長(齊藤 宅)	0284-41-3504
4月19日(日)	壬生円仁大師まつり	壬生町	紫雲山壬生寺 (壬生町大師町53-16)	壬生寺	0282-82-0811
4月20日(月)	大猷院殿 御祥忌法要	日光市	日光山輪王寺 大猷院拝殿 (日光市山内2300)	日光山輪王寺	0288-54-0531
4月25日(土)	開山祭	日光市	日光二荒山神社中宮祠 (日光市中宮祠2484)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
4月25日(土)	岩見玲奈×大嶋浩美 ジョイント・リサイタル	日光市	小杉放菴記念日光美術館 エント ランスホール(日光市山内2388-3)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
4月26日(日)	栗石返し	日光市	日光東照宮(山内2301) 日光山 輪王寺大猷院(山内2300)	日光東照宮 日光山輪王寺	0288-54-0560 0288-54-0531
4月26日(日)	日光山唄全国大会	日光市	日光総合会館 (日光市安川町2-47)	日光山唄全国大会実行委 員会 事務局(楯石氏)	028-656-3949
4月26日(日)	キューロクアニバーサリー	真岡市	SLキューロク館 (真岡市台町2474-6)	SLキューロク館	0285-83-9600
4月29日(水・ 祝)	関谷の城継舞(県指定)	那須塩原市	愛宕神社(那須塩原市関谷 1410)道の駅湯の香しおばら (那須塩原市関谷442)	那須塩原市生涯学習課	0287-37-5419
4月29日(水・ 祝)	百村の百堂念仏舞(国選択)	那須塩原市	光徳寺 (那須塩原市百村2034)	那須塩原市生涯学習課	0287-37-5419
4月29日(水・ 祝)～5月6日 (水・振休)	第105回益子春の陶器市	益子町	益子町内各所 (城内坂、道祖土地区中心)	益子町観光協会	0285-70-1120
4月下旬 ～5月上旬	真岡こいのぼりフェスタ	真岡市	行屋川水辺公園 (真岡市台町4172-1)	真岡市観光協会	0285-82-2012

※内容の詳細は、各問い合わせ先にお問い合わせください。

産業廃棄物処理業経営塾 塾生募集について

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団では、産業廃棄物処理の中核的な担い手となる企業の経営責任者を対象に、広範な知識、見識が求められる産業廃棄物の処理・資源化事業の経営について、全国各地域の水準を高める役割を担う人材を育成することを目的に「令和2年度 第17期産業廃棄物処理業経営塾」を開塾することとなりました。申込みにつきましては、所定の入塾願書が必要になりますので、当協会までご連絡ください。TEL028-612-8016

【日程】令和2年6月～令和3年1月(8ヶ月)

【講義時間(通常講義)】10:30～16:00

【会場】

○講義会場

(公財)産業廃棄物処理事業処理事業振興財団内 会議室

東京都港区虎ノ門1-1-18

ヒューリック虎ノ門ビル10階

○夏季合宿研修

サンプラザ シーズンズ

愛知県名古屋市名東区藤里1601

○秋季合宿研修

クロス・ウエーブ梅田

大阪府大阪市北区神山町1-12

【受講料】 55万円(税込)

【応募締切】令和2年5月22日(金)

事務局だより



☆3月11日(水)

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤常務理事が出席し、次回理事会の議題等について協議しました。

☆3月11日(水)

第2回役員候補者推薦委員会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池・山口・神山・山本・加藤・湯澤・田城委員が出席しました。

☆3月24日(火)

栃木県清掃事業連絡協議会第2回研修会が、栃木県庁北別館会議室において開催され、菊池会長、湯澤常務理事等が出席しました。

☆3月22日(金)

公益財団法人栃木県環境保全公社の理事会が、宇都宮市のニューみくらにおいて開催され、菊池会長が出席しました。

☆3月25日(水)

関東地域協議会事務責任者会議が、東京都千代田区の(一社)東京都産業資源循環協会会議室において開催され、湯澤常務理事が出席しました。

☆4月7日(火)

青年部役員会及び全体会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、五月女部長はじめ12名が出席し、諸議題等について協議しました。

☆4月8日(水)

新年度挨拶のため、菊池会長をはじめ副会長等7名が栃木県環境森林部及び宇都宮市環境部に伺いました。

☆4月8日(水)

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤常務理事が出席し、次回理事会の議題等について協議しました。

【おくやみ】

当協会の有限会社森営業所 森 康彦代表取締役の母 森 志め野さんが、令和2年4月11日に御逝去されました。ここに謹んで哀悼の意を表します。

編集後記

新型コロナウイルスが中国で感染が広がっていた頃は、通常のインフルエンザとあまり変わらなく、桜が咲く頃、温かくなれば治まるものと思っておりました。しかしながら、ウイルスには季節性がなく、ここ1か月で新型コロナウイルスが世界的に猛威を振るい、感染者数はアメリカ合衆国が群を抜いて多くなり、ヨーロッパでも特に、イタリア、スペイン、ドイツで感染者が激増しております。

東京オリンピックも1年先に延期され、ヨーロッパの各国では外出禁止令が出され、日本でも7都府県に緊急事態宣言が発出され、東京で行われる会議まで中止になりました。

困ったことに、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可申請に関する講習会も4、5月は中止が決定されました。何とか、6月本県で実施する更新の講習会が実施されるよう祈るばかりです。

再生紙を使用しています